

安保関連法案の国民が納得できる十分な審議を求める意見書

本年5月15日、国会に上程された平和安全法整備法案、国際平和支援法案の審議が行われていますが、安倍首相が訪問中のアメリカで、この法案の夏までの成立を表明し、国会での審議を尽くさず、国民の疑問にも十分応えないまま、その表明に合わせ、今国会での成立を図ろうとしていることは甚だ遺憾であります。

そもそも、6月4日の衆議院憲法審査会において、与党が推薦した憲法学者を含む3名の参考人として意見を述べた憲法学者全員が安保関連2法案を「違憲」とする意見表明を行っており、政府の一方的な憲法解釈に多くの国民が納得していない現状を直視すべきであります。

日本の安全保障に関する問題の洗い出し、憲法との関連等を十分に精査し、憲法学者から違憲と評されるようなことはせず、しっかりとした手順を踏むべきであります。

憲法学者から出されている「立憲主義に反する」、「憲法9条の改定なしにできることではない」と政府の憲法解釈への疑問は多くの国民の疑問でもありますが、国会でそれらが十分に審議尽くされている状況とは言い難いものがあります。

については、安倍首相が訪米中に表明した、夏までの成立にこだわらず、最高法規であります憲法、それも平和と戦争にかかわる重大案件であることに鑑み、国民が納得できるまで十分な審議を尽くすことを強く求めるものであります。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成27年7月9日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

内閣総理大臣	}	宛て
法務大臣		
外務大臣		
防衛大臣		
衆議院議長		
参議院議長		